

家族向の入居資格

申込日に、次の1~5のすべてにあてはまる必要があります。

1 申込者が東京都内に居住していること

申込者・申込書の申込者欄に記入する方です。この方が、都営住宅使用許可後の名義人です。

- (1) 申込者が東京都内に居住する成年者で、そのことが住民票の写しで証明できること。ただし、成年者には、18歳未満の既婚者および入居手続きのときまでに婚姻できる婚姻予定者を含みます。また、未成年者との婚約による申込みは、入居資格審査のときに、未成年者の法定代理人（親）の同意書の提出が必要です。
- (2) 外国人については、(1)のほかに申込日から審査日まで継続して次のいずれかの在留資格を有しており、そのことが住民票の写しで証明できること。
 - ア 特別永住者およびその配偶者等
 - イ 中長期在留者（「永住者およびその配偶者等」・「日本人の配偶者等」・「定住者」）
 - ウ 中長期在留者（イ以外の在留資格）※ただし申込日において在留実績が継続して1年以上あること。

2 同居親族がいること

同居親族・申込者と一緒に都営住宅に入居する親族です。これにはパートナーを含みます。

同居・他の法令の規定にかかわらず、同一住宅内に居住すること（住民票で世帯分離している場合も含む）をいいます。

- (1) 申込日に同居している親族との申込みが原則です。結婚、転勤、就職、独立等の理由がなく、現に同居している親族を除いた申込みはできません。
 - (2) (1)のほか、次の方は申込みができます。
 - ア 入居手続きのときまでに婚姻できる婚約者。
 - イ 内縁関係の方との申込みは、法律上の配偶者がいないこと。かつ入居資格審査のときまでに続柄欄が「未届の妻（夫）」と記載されている住民票を提出できること。
 - ウ パートナーシップ関係の相手方との申込みは、入居資格審査のときにパートナーシップ受理証明書等で確認できること。かつ、法律上の配偶者がいないこと。
 - (3) 現在、別に住んでいる方との申込みは、次のいずれかにあてはまること。
 - ア (2)に該当する方。
 - イ 申込日に、申込者と税法上の扶養関係にある方。
 - ウ 同居しようとする親族等のみで居住している場合または他の親族等と同居している場合は、当該他の親族等から扶養されていない方で、2親等内の直系血族または2親等内の直系姻族であること。血族、姻族であっても兄弟姉妹との合併はできません。ただし、入居しようとする世帯が次の資格要件にあてはまる場合は、3親等内の血族または姻族とします。
 - 高齢者世帯…… 申込者が60歳以上であり、同居親族全員が配偶者（法律上の配偶者のほか内縁関係の方（住民票の続柄が未届の夫または妻となっている方）、婚約者、パートナーを含む。）、おおむね60歳以上の方（申込期間に57歳以上の方）、または18歳未満の方のいずれかにあてはまること。
 - 心身障害者世帯… 申込者または同居親族が身体障害者手帳の交付を受けている1級~4級の障害者、重度または中度の知的障害者（愛の手帳の場合は総合判定で1度~3度）、精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている1級・2級の障害者（障害年金等の受給に際し障害の程度が同程度と判定された方を含む。）、または戦傷病者手帳の交付を受けている恩給法別表第1号表ノ3の第1款症以上の障害者）のいずれかにあてはまること。
- ※2親等内の直系血族・姻族…申込者または配偶者の父母、祖父母、子、孫、申込者の子および孫の配偶者
- 3親等内の血族・姻族…上記に加え、申込者もしくは配偶者の曾祖父母、伯叔父母、兄弟姉妹、甥姪、曾孫または申込者の伯叔父母・兄弟姉妹・甥姪・曾孫の配偶者
- (4) 同居親族が外国人の場合は、その親族が特別永住者およびその配偶者等または中長期在留者で、上記(1)から(3)のほかに申込日から審査日まで継続して在留資格を有しており、そのことが住民票の写しで証明できること。

(5) 上記(1)から(4)にあてはまる場合でも現に同居または別居のいずれかを問わず、申込者および同居親族が配偶者と別居する申込みはできません。

なお、離婚の予定がある方は配偶者を除いて申込みできますが、入居資格審査のときに離婚の成立を証明できることが必要です。

※申込みした後は、申込者、同居親族の変更はできません。ただし、出生または死亡の場合を除きます。申込みのときに妊娠中の方がいるときは、申込日に生まれていない子を同居親族として申込書に記入することはできませんが、出生後は都営住宅に入居できます。

3 所得が定められた基準内であること

申込者および同居親族の年間所得の合計が、所得基準表の家族人数に応じた所得金額の範囲内であること。

4 住宅に困っていること

住宅や土地の所有者、公的住宅の名義人がいないこと。

住宅または土地の所有者（共有持分がある方、借地上に住宅を所有している方を含む。）でないこと。ただし、次のいずれかにあてはまる方は申込みできます。

ア 著しく老朽化し、かつ法的に再建築が困難である住宅を所有している方で、その住宅を取り壊す予定であること。

なお、入居資格審査のときに取り壊しの契約書等、入居後2か月以内に取り壊しを証明する閉鎖事項証明書の提出が必要です。

イ 差押、正当な事由による立退要求等により住宅または土地の所有者でなくなる方（滞納等本人に帰責事由がある場合を除く。）。

なお、入居資格審査のときに所有権移転を証明する登記事項証明書等の提出が必要です。

5 暴力団員でないこと

申込者および同居親族が「暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律」第2条第六号に規定する暴力団員でないこと。なお、暴力団員であるか否かの確認のため、警視庁へ照会する場合があります。